

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る法人二税の申告期限延長の取扱いについて

栃木県

栃木県では、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮して、法人二税の申告・納付期限の延長申請について次のとおり取り扱うことといたします。

1 確定申告について

以下の方法により延長申請を受け付けます。

(1) 申告書の提出前に延長申請をする場合

栃木県県税条例第 13 条第 3 項又は施行令第 24 条の 3 第 1 項ほか（第 24 条の 4 の 2 において準用する場合を含む）の申請書を、延長を必要とする理由を具体的に記載の上、提出してください。

なお、栃木県県税条例第 13 条第 3 項に定める期限の延長を必要とする事由を証する書類については新型コロナウイルス感染症により罹災証明書の発行を受けられない場合が多いことから、省略できることとします。

詳細については、[「災害（地震・風水害等）による被災者に係る申告・納付等の期限の延長等について（法人県民税・事業税等）」](#)を参考としていただくようお願いします。

(2) 申告書の提出と同時に延長申請をする場合

栃木県県税条例第 13 条第 3 項の申請書を、延長を必要とする理由を具体的に記載の上、提出してください。

なお、添付書類については 1 の(1)の方法に準じてください。

2 確定申告以外の申告・申請等について

栃木県県税条例第 13 条第 3 項の規定により、申請書を提出してください。添付書類については 1 の(1)の方法に準じてください。

お問い合わせ先

	管轄する区域	電話番号
宇都宮県税事務所	宇都宮市、上三川町	028-626-3021
鹿沼県税事務所	鹿沼市、日光市	0289-62-6202
真岡県税事務所	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	0285-82-2137
栃木県税事務所	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町	0282-23-3414
矢板県税事務所	矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町	0287-43-2173
大田原県税事務所	大田原市、那須塩原市、那須町	0287-23-4172
安足県税事務所	足利市、佐野市	0283-23-1458
栃木県税務課		028-623-2104

別紙様式第1号

申告、納付等の期限の延長申請書	
年 月 日	
栃木県 県税事務所長 様 申請者 住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
期限までに申告、納付等をするのが困難でありますので、栃木県県税条例第13条第2項の規定により期限の延長をされたく関係書類を添えて申請します。	
申請者の住所並びに氏名 又は名称及び代表者名	
納付(納入)、申告、申請等の別	<input checked="" type="radio"/> 納付 <input checked="" type="radio"/> 納入 <input checked="" type="radio"/> 申告 <input type="radio"/> 申請 <input type="radio"/> 請求 <input type="radio"/> その他 ()
申請に係る税の課税年度、期別、事業年度又は連結事業年度	(事業年度又は連結事業年度) 年度 期分 (月分)
申請に係る税目	法人県民税・法人事業税・特別法人事業税
申請に係る税額	申告書と同時に申請書を提出する場合は、申告書の提出日を記載してください。 申請書のみを提出する場合は、期限延長の指定を受けようとする日を記載してください。
申告等の期限	
延長を希望する期限	年 月 日
延長を必要とする理由 (被害の状況等)	・緊急事態宣言を受け、〇月〇日から〇月〇日までの間、経理担当社員の多くが在宅勤務を実施したため、決算書作業に通常時よりも多くの日数を要した。 ・税理士事務所の職員が感染したことにより、〇月〇日以降、税理士事務所が2週間閉鎖したため、申告書作成が大幅に遅延した。

備考 期限の延長を必要とする事由を証する書類（罹災証明書等）を添

新型コロナウイルス感染症の影響により申告納付等の期限の延長を申請する具体的な理由を記載してください。